

## 平成29年度青森県プロフェッショナル人材受入支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、県内企業等の経営革新や新事業展開等に貢献することのできる一定の能力を持つプロフェッショナル人材を県外から確保するとともに、県内におけるプロフェッショナル人材の県外への流出を抑制するために、企業等が新たにお試し雇用（正社員としての雇用の可否を判断するために有期の雇用契約を締結することをいう。）又は正式雇用（正社員として雇用契約を締結することをいう。）を行う際に要する経費について、平成29年度予算の範囲内において、当該企業等に対し、青森県プロフェッショナル人材受入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) プロフェッショナル人材の住民票の写し、履歴書及びプロフェッショナル人材戦略拠点が作成した意見書又はこれに代わる書面
- (3) プロフェッショナル人材との労働条件通知書又はこれに代わる書面
- (4) 人材紹介事業者との契約書の写し又はこれに代わる書面
- (5) 申請者が法人である場合にあつては、定款又はこれに代わる書面
- (6) 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書又はこれに代わる書面
- (7) 会社案内又はこれに代わる書面
- (8) 最近2期間の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面
- (9) 就業規則又はこれに代わる書面
- (10) 給与規程又はこれに代わる書面
- (11) 誓約書（第3号様式）

3 第1項の申請書は、原則として、補助対象事業開始10日前までに提出しなければならない。ただし、別表の補助対象事業の欄（2）の事業を実施するものとして、本

補助金の交付を受けようとする場合には、本要綱施行後速やかに提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更(補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更を除く)をする場合又は補助対象事業に要する経費の変更(20パーセント以内の減少を除く)となる場合において、事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、補助金請求書(第6号様式)を知事に提出して行うものとする。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、知事が必要があると認めるときは、事業遂行状況報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) プロフェッショナル人材の出勤簿又はこれに代わる書面
- (2) プロフェッショナル人材の業務日誌又はこれに代わる書面
- (3) プロフェッショナル人材の分の賃金台帳又はこれに代わる書面
- (4) プロフェッショナル人材に賃金を支払ったことを証する書面

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認

を受けた場合は、その日) から起算して10日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月10日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書(第9号様式)
- (2) プロフェッショナル人材の出勤簿又はこれに代わる書面
- (3) プロフェッショナル人材の業務日誌又はこれに代わる書面
- (4) プロフェッショナル人材の分の賃金台帳又はこれに代わる書面
- (5) プロフェッショナル人材に賃金を支払ったことを証する書面

#### 附 則

この要綱は、平成29年5月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第2関係）

<p>補助対象事業者</p>	<p>県内に事業所がある企業等であって、次の（１）から（９）までに掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>（１）資本金１０億円以下又は従業員９９９人以下</p> <p>（２）当該企業等の役員、支配人及び当該企業等の事業所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）でないこと。</p> <p>（３）当該企業等及び当該企業等の役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したことがある者でないこと。</p> <p>（４）当該企業等及び当該企業等の役員等が暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたことがある者でないこと。</p> <p>（５）当該企業等及び当該企業等の役員等が正当な理由なく、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたことがある者でないこと。</p> <p>（６）当該企業等の役員等が暴力団員と交際している者でないこと。</p> <p>（７）暴力団又は暴力団員が実質的に当該企業等の経営に関与していないこと。</p> <p>（８）その者又はその支配人（その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは事務所の代表者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの補助事業に係る契約を締結したと認められるとき。</p> <p>（９）第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの補助事業に係る契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、知事が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>補助対象事業者が青森県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）に相談し、拠点から取り次ぎされた人材紹介事業者（職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けている者で、拠点の登録を受けた者をいう。）からプロフェッショナル人材の紹介を受ける等をして、当該プロフェッショナル人材をお試し雇用し、又は正式雇用する事業であつて、平成２９年４月１日から平成３０年２月２８日までの間に勤務が開始されるもの</p>

補助対象経費	(1) プロフェッショナル人材に実際に支給した基本給及び管理職手当(ただし、雇用を開始した日から6ヶ月以内の期間に係るものに限る。また、補助対象者については、1社当たり1人とする。) (2) 人材紹介事業者に支払う紹介手数料
補助金の額	補助対象経費の2分の1に相当する額(千円未満の端数切捨て)とする。 但し、県内への住民票の異動を伴う採用については上限を100万円とし、異動が伴わない採用については上限を50万円とする。